

令和7年度 共生社会デザイン研修

～障害者差別解消法・合理的配慮とはなにか～

(令和7年8月27日) <オンライン開催>

目的	障害者差別解消法（改正法）は、令和6年4月に施行され、事業者の合理的配慮の提供が、努力義務から「義務」に改められました。 本研修は、合理的配慮の提供の考え方や対応のあり方を学ぶとともに、共生社会におけるコミュニケーションデザインの個人ワーク等を通して合理的配慮に関する理解を深めます。
受講 対象者	❑ 経済産業省職員（特に業所管課室） ❑ 地方公共団体職員 ❑ 企業・業界団体等のサステナブルビジネスの施策担当者、障害者相談窓口担当者、CSR 担当者 など
研修 内容	❑ ダイバーシティ及び障害者差別解消法の概要、合理的配慮及びニューロダイバーシティの事例集の紹介【経済産業省】 ❑ 障害者を含めた包摂的社会実現・合理的配慮【公益財団法人日本ケアフィット共育機構】 ❑ 共生社会におけるコミュニケーションデザイン【株式会社電通】 ❑ 合理的配慮の提供等に関する取組事例【株式会社ファミリーマート】 ※コミュニケーションデザインに関する個人ワークを予定しています。集中できる環境でご受講ください。

●合理的配慮

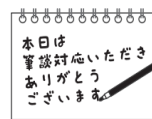
日常生活では、障害のない人には簡単に利用できたとしても、障害のある人には利用が難しい場面があります。このような場合に、障害のある人の活動などを制限しているバリアを取り除く必要があります。障害者差別解消法では、行政機関や事業者に対して、障害のある人に対する合理的配慮の提供を求めています。

！令和6年4月に合理的配慮の提供が義務化されました。
合理的配慮や建設的対話について学びましょう！

意思疎通への配慮（例：弱視難聴）

【障害のある人からの申出】

難聴のため筆談によるコミュニケーションを希望したが、弱視でもあるため細いペンや小さな文字では読みづらい。



【申出への対応（合理的配慮の提供）】

太いペンで大きな文字を書いて筆談を行った。

（出典）内閣府合理的配慮リーフレット

担当 経済産業政策局経済社会政策室 小迫 太田
（連絡先）03-3501-0650